

様式 9

一般貨物自動車運送事業の

(特別積合せ運送を除く)

事業計画変更認可申請

事業計画変更届出書

施行規則 20 条又は 44 条 1 項の届出書

北陸信越運輸局長 運輸支局長		殿 殿	申請年月日	令和	年	月	日
			事業者番号	No.			
フリガナ							印
申請者名							
代表者名					連絡担当者		
郵便番号					電話番号		
申請者住所							
変更認可又は届出事項							
①主たる事務所 ②営業所 ③休憩・睡眠施設 ④自動車車庫 ⑤配置車両数 ⑥事業用自動車の種別ごとの数 ⑦事業廃止 ⑧事業休止 ⑨役員変更 ⑩氏名・名称又は住所 ⑪譲渡譲受終了 ⑫合併終了 ⑬分割終了 ⑭事業休止再開							
貨物自動車利用運送にかかる変更認可又は届出事項							
ア. 貨物自動車利用運送をする・しない イ. 営業所 ウ. 業務の範囲 エ. 保管施設 オ. 利用する運送事業者							
変更項目	(新)			(旧)			
(変更理由)							

注) 本様式による届出は、貨物自動車運送事業法に基づく届出の場合のみとします。

(官庁使用欄) 受付 No. ()

都市計画法照会 有 ・ 無

支局受付印	本局受付印
-------	-------

令和 年 月 日 (No.)

処理予定期間 令和 年 月 日迄

補正期間 令和 年 月 日

~令和 年 月 日 (日間)

別 紙

1. 事業用自動車の種別ごとの数及び各営業所に配置する種別ごとの数

(1) 普通自動車

	(新)					(旧)				
	普 通	小 型	けん引	被けん引	計	普 通	小 型	けん引	被けん引	計
営業所										
営業所										
営業所										
営業所										
合 計										

(2) 霊柩自動車

	(新)					(旧)				
	宮 型	洋 型	バン型	バス型	計	宮 型	洋 型	バン型	バス型	計
営業所										
営業所										
営業所										
営業所										
合 計										

2. 変更する自動車の明細

所 属 営 業 所	増車・減車の別	最大積載量	年 式	所 属 営 業 所	増車・減車の別	最大積載量	年 式
営業所	増車・減車	kg		営業所	増車・減車	kg	
営業所	増車・減車	kg		営業所	増車・減車	kg	
営業所	増車・減車	kg		営業所	増車・減車	kg	
営業所	増車・減車	kg		営業所	増車・減車	kg	

3. 増車・(減車) 予定日

令和 年 月 日から実施する。

4. 車庫の必要面積 (概算)

積載トン数	1両あたり必要収容能力	車 両 数	必要面積計	認可収容能力
7.5トンを超えるもの	38m ²	両	m ²	m ²
2.0トンを超～7.5トンまで	28m ²	両	m ²	
2.0トンロング	20m ²	両	m ²	
2.0トンまで	15m ²	両	m ²	
合 計		両	m ²	

注) ①「必要面積」÷「認可収容能力」>0.9の場合は、車両配置図の平面図を添付して下さい。

②「1両あたり必要収容能力」の数値はおおよその目安ですので、受理後精査し、認可済収容能力では足りない場合、車庫の収容能力の変更(認可)手続きをしていただく事になりますので、ご承知おき下さい。

〈様式9の記載方法及び留意事項〉

1. この様式は、一般貨物自動車運送事業用に作成されたものです。他の業種を含めて⑨役員変更、⑩氏名・又は住所を届出する場合は、「貨物流通事業者の氏名の変更の届出等の一本化した提出の手続きを定める省令」に基づく様式によることとなります。

また、事業用自動車の種別毎の数の変更事前届出として使用することもできます。

2. 申請者の概要欄（申請書上段）の記載について

(1) 申請者名・代表者名・・・法人の場合は、商号（法人名）及びその代表者名を、個人の場合は氏名のみ記入して下さい。

(2) 申請者住所・・・既存法人の場合は登記簿謄本上の本店所在地を、個人の場合は住民票上の住所を記入して下さい。

3. 事業計画欄（申請書中段）の記載について

(1) 変更項目・・・上段に記載されている中から変更又は届出事項に該当する項目を選び、その番号を記入して下さい。

(2) (新)・(旧)の別・・・①主たる事務所 ②営業所 ③休憩・睡眠施設 ④自動車車庫に変更が生じた場合は、次の表を参考に記入して下さい。

変更項目	(新) 変更後	(旧) 変更前
①	新しい主たる事務所の名称・位置	現在の主たる事務所の名称・位置
②	新しい営業所の名称・位置	現在の営業所の名称・位置
③	新しい休憩・睡眠施設の位置・収容能力	現在の休憩・睡眠施設の位置・収容能力
④	新しい自動車車庫の位置・収容能力	現在の自動車車庫の位置・収容能力

注) ②③④は、変更になった部分のみ記入して下さい。

⑤配置車両数・・・一般自動車か霊柩自動車の別で認可事項（一般車 ↔ 霊柩車）

⑥事業用自動車の種別毎の数（増、減車等）

・・・(新)欄に「別紙のとおり」と記入の上、具体的内容を「別紙」に記入して下さい。

※ 別紙の「4. 車庫の必要面積」の「1両あたりの必要収容能力」の数値はおおよその目安ですので、受理後精査し、認可済収容能力では足りない場合、車庫の収容能力の変更（認可）手続きをしていただく事になりますので、ご承知おき下さい。

⑦事業廃止・・・(新)欄に廃止年月日を、その理由を下欄（変更理由）に記入して下さい。

⑧事業休止・・・(新)欄に休止年月日と休止予定期間を、その理由を下欄（変更理由）に記入して下さい。

⑨役員変更・・・(新)欄は新たになった役員を、(旧)欄は退任した役員を、また、変更年月日を下欄（変更理由）に記入して下さい。

⑪譲渡譲受終了

⑫合併終了

⑬分割終了

・・・(新)欄に終了年月日を記入して下さい。

⑭事業休止再開・・・(新)欄に再開年月日を記入して下さい。

※ 変更項目が書ききれない場合は、用紙を追加して下さい。

(3) 添付書類については、下記一覧表を参考に添付して下さい。

変更項目番号	添付書類
②④	事業用自動車の運行管理体制を記載した書面（※運行管理体制が変更になる場合） （営業所の新設（増設に限る）、営業所の変更（移設に限る）、 自動車車庫の増設、自動車車庫の位置の変更（移設に限る））
②③④	事業の用に供する施設の使用権原を証する書面 （自己所有の場合は不動産登記簿謄本等、借入の場合は賃貸借契約書等）
②③④	都市計画法等関係法令に抵触しない旨の宣誓書
②③④	営業所・自動車車庫・休憩睡眠施設の案内図、見取り図、平面（求積）図
②④	行政処分を受けたことがない旨の宣誓書（営業所の新設（増設に限る）、 自動車車庫の新設、位置の変更（収容能力の拡大を伴うものに限る。））
④	道路幅員証明書等（国道の場合は不要）
⑨	貨物自動車運送事業法第5条（欠格事由）いずれにも該当しない旨の宣誓書（新任役員）
⑪⑫⑬	事業用自動車の一覧表又は車検証の写し
⑪⑫⑬	設立法人、増資計画をした法人は登記簿謄本（写し可）

4. 貨物自動車利用運送の事業計画欄（申請書下段）の記載について

(1) 変更項目・・・上段に記載されている中から変更認可又は届出事項に該当する項目を選び、その番号を記入して下さい。

(2) (新)・(旧)の別・・・アの貨物自動車利用運送を新規で始める又はやめる場合は、「する」・「しない」に○をつけて下さい。その他は次の表を参考に記入して下さい。

変更項目	(新) 変 更 後	(旧) 変 更 前
イ	新しい営業所の名称・位置	現在の営業所の名称・位置
ウ	一般事業もしくは宅配便事業	一般事業もしくは宅配便事業 (新規で始める場合は、無と記入して下さい。)
エ	新しい保管施設の所在地、面積、構造、付属設備	現在の保管施設の所在地、面積、構造、付属設備 (新設の場合は無と記入して下さい。)
オ	新しい運送事業者の名称、住所等	現在の運送事業者の名称、住所等

注) 変更になった部分のみ記入して下さい。

(3) 添付書類は、下記一覧表を参考にして下さい。

変更項目	添 付 書 類
① ア「する」	行政処分を受けたことがない旨の宣誓書
② イ、エ	事業の用に供する施設の使用権原を証する書面 (自己所有の場合は不動産登記簿謄本等、借入の場合は賃貸借契約書等)
③ イ、エ	都市計画法等関係法令に抵触しない旨の宣誓書
④ イ、エ	事業の用に供する施設の案内図、見取り図、平面(求積)図
⑤ オ	利用する運送事業者との運送に関する契約書の写し

注) 既に認可になっている営業所をあらたに貨物自動車利用運送で使用する場合は、②③④の書類は省略できます。

事業者番号	
-------	--

様式10

令和 年 月 日

北陸信越運輸局長 殿

住 所

事業者名

代表者名

印

電話番号

運賃料金設定(変更)届出書

貨物自動車運送事業報告規則第2条の2に基づき、運賃及び料金を設定(変更)したので、下記のとおり提出します。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

氏名又は住所
住 所
代 表 者 名

2. 事業の種別(一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業の別)

3. 設定した運賃及び料金を適用する運行系統又は地域

4. 設定した運賃及び料金の種類、額及び適用方法

種 類
運賃及び料金の額
適 用 方 法

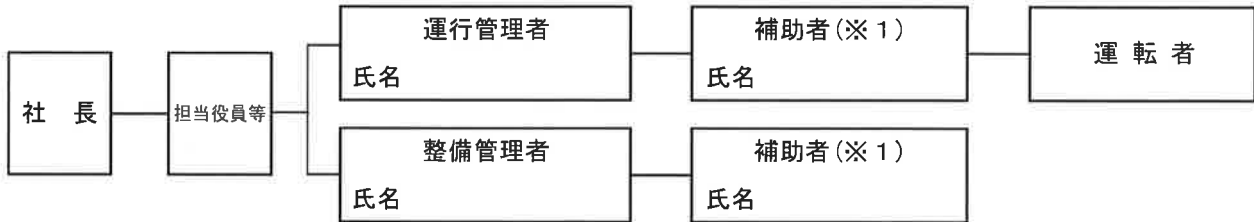
5. 実施年月日

令和 年 月 日より実施

6. 設定を必要とする理由

事業用自動車の運行管理等の体制

○運行管理等の体制



運行管理者	人	<input type="checkbox"/> 確保済み () (※2) <input type="checkbox"/> 確保予定 () (※2) (令和 年 月 日までに確保予定) ・勤務時間 (時 分 ~ 時 分) (※3) ・休日 (日/月) (※3)
運行管理補助者 (※1)	人	<input type="checkbox"/> 確保済み () (※4) <input type="checkbox"/> 確保予定 (令和 年 月 日までに確保予定)
整備管理者	人	<input type="checkbox"/> 確保済み () (※5) <input type="checkbox"/> 確保予定 () (※5) (令和 年 月 日までに確保予定)
整備管理補助者 (※1)	人	<input type="checkbox"/> 確保済み () <input type="checkbox"/> 確保予定 (令和 年 月 日までに確保予定)
常時選任運転者	人	(別紙のとおり)
その他従業員	人	

(※1)補助者を選任するときは記載する。(※2)資格者証番号及び交付年月日を記載する。(※3)運行管理者が2人以上いる場合は統括運行管理者について記載する。(※4)運行管理者資格を取得している場合は(※2)の内容を、取得していない場合は基礎講習修了年月日を記載する。(※5)道路運送車両法施行規則第31条の4第1号の場合は研修修了年月日を、第2号の場合は合格証書番号及び交付年月日を、第3号の場合はその旨記載する。

- アルコール検知器の配備計画
設置型 : _____ 台 ・ 携行型 : _____ 台
- 日常点検計画
日常点検場所 : _____ ・ 日常点検実施者 : _____
- 営業と車庫間の距離 (※複数の車庫がある場合は最も遠い車庫について記載する。)
_____ km
- 車庫が営業所に併設されていない場合の連絡方法及び対面点呼の実施方法
連絡方法 : _____

点呼実施場所が車庫の場合（※併設されていない場合のみ記入）

- ・ 営業所と車庫間の運行管理者（補助者）の移動手段及び所要時分

移動手段 : _____ 、 所要時分 : _____ 分

- ・ 車庫における運行管理者（補助者）の駐在時間

出庫時 : (_____ 時から _____ 時まで)

帰庫時 : (_____ 時から _____ 時まで)

点呼実施場所が営業所の場合（※併設されていない場合のみ記入）

- ・ 運転者の営業所と車庫間の主な移動手段及び所要時分

移動手段 : _____ 、 所要時分 : _____ 分

〈記載方法及び留意事項〉

1. 運行管理等の体制について

(1) 指揮命令系統図に氏名を記入して下さい。なお、指揮命令系統図は、標準的なケースを示していますので、申請者の事業運営の実情に応じて適宜変更して下さい。

(2) 各担当者の人数を記入し、確保済み及び確保予定欄に該当する口欄にレ印を記入し、()内は※1～※5に従って記入して下さい。

運行管理者、運行管理補助者、整備管理者については資格を証する書面を添付して下さい。

(3) 日常点検場所及び実施者を記入して下さい。（例：車庫 例：運転者）

(4) 営業所と車庫間の距離について距離を記載してください。なお、併設の場合は併設と記入して下さい。

(5) 車庫が営業所に併設されていない場合の連絡方法及び対面点呼の実施方法については、併設されていない場合のみ記載して下さい。併設されていない場合は、常時密接な連絡がとれる具体的な方法を記入して下さい。

（例：携帯電話・自動車電話等）

点呼実施場所が車庫の場合及び営業所の場合については該当する口欄にレ印を記入するとともに移動手段（例：自家用車、自転車）、所要時分及び運行管理者の駐在時間を記入して下さい。

2. 事業計画を遂行するに足りる有資格者の運転者を確保する計画欄

(1) 既に雇用している場合は確保人員欄に、採用予定の場合は確保予定人員にそれぞれ人数を記入して下さい。

なお、日々雇い入れられる人、二月以内の期間を定めて使用される人及び試みの使用期間中の人（14日を超えて引き続き使用されることになった人は除く。）を運転者として選任することは出来ません。

(2) 国土交通省告示第1365号に適合する勤務割及び乗務割の計画欄には計画されている運転手毎に氏名又は確保予定の場合は確保予定年月日を記入して下さい。

運転手毎に拘束時間、乗務日数、運転時間、休憩時間を記入して下さい。

「拘束時間」とは、始業時間から終業時間までの時間で、労働時間と休憩時間（仮眠時間を含む。）の合計時間をいいます。

「休憩期間」とは、勤務と次の勤務との間の時間で、睡眠時間を含む勤労者の生活時間として、労働者にとって全く自由な時間をいいます。

○事業計画を遂行するに足りる有資格者の運転者を確保する計画 確保人員：_____人 ・確保予定人員：_____人

・国土交通省告示第1365に適合する勤務割及び乗務割の計画（労使協定の締結予定の有無 有 ・ 無）

運転者氏名又は 確保予定年月日	1箇月当りの 拘束時間	1日当りの拘束時間		1箇月当りの 乗務日数	運転時間			休息时间
		最大	平均		2日平均 1日当り	2週平均 1週当り	連続運転	勤務と勤務の間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間

※ 「運転者氏名又は確保予定年月日」欄は、運輸開始までに選任予定の運転者が確保済みの場合は該当者の氏名、確保予定の場合は確保予定年月日を記載する。

※ 既に貨物自動車運送事業の許可を取得している場合は、1箇月あたりの拘束時間の長い者上位10名を記載する。

北陸信越運輸局長 殿

運輸支局長 殿

宣 誓 書

貨物自動車運送事業法第4条第1項第2号に規定する事業計画のうち営業所、車庫及び休憩・睡眠施設について、都市計画法、建築基準法、農地法、消防法その他関係法令に抵触しないことを宣誓いたします。

令和 年 月 日

住 所

氏名又は名称

代表者の氏名

印又は署名

北陸信越運輸局長 殿

運輸支局長 殿

宣 誓 書

私は、貨物自動車運送事業法第5条各号に規定する欠格事由のいずれにも該当しないことを宣誓いたします。

令和 年 月 日

住 所
氏 名

印又は署名

住 所
氏 名

印又は署名

住 所
氏 名

印又は署名

住 所
氏 名

印又は署名

住 所
氏 名

印又は署名

北陸信越運輸局長 殿
運輸支局長 殿

宣 誓 書

私は、北陸信越運輸局管内において、「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等事案の処理方針について」（平成15年2月28日付け北陸信越運輸局長公示第110号）のI. 7. ③のいずれにも該当しないことを宣誓いたします。

令和 年 月 日

(役員) 住 所
氏 名 印又は署名

(役員) 住 所
氏 名 印又は署名

(役員) 住 所
氏 名 印又は署名

(役員) 住 所
氏 名 印又は署名

※常勤役員は、必ず全員宣誓してください。